公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約

制 定 平成 4年 3月23日 規約1 最近改正 令和 元年11月19日 規約1

公益財団法人千里リサイクルプラザ定款第45条第2項の規定に基づき、公益財団法人千里リサイクルプラザ会員規約を定める。

(会員)

- 第1条 会員は、普通会員及び特別会員とし、プラザメイトと呼称する。
- 2 普通会員は、個人及び法人並びにその他の団体とする。
- 3 特別会員は、国及び地方公共団体並びにこれに準じる団体、その他理事長が特別に認めた者とする。

(入会)

- 第2条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。
- 2 理事長は、入会を承認したときは登録のうえ、その旨を申込者に通知するものとする。
- 3 入会を承認された者は、通知を受けた日から1ヶ月以内に会費を納入しなければならない。

(会費)

- 第3条 会員は毎年年会費を納入しなければならない。
- 2 会費は、会員ごとに別表に掲げるとおりとする。
- 3 会費年度は、原則として毎年4月1日から翌年3月末日までとし、年度の途中 で入会した場合でも会費の月割計算は行わない。
- 4 払い込まれた会費については、いかなる理由があっても返金は行わない。 (特典)
- 第4条 会員の特典は、別に定める。

(退会等)

- 第5条 会員は、いつでも退会通知を書面で提出することにより、退会することができる。
- 2 会員は、正当な理由がなく当該会費年度の開始日から会費を6ヶ月以上滞納した場合は退会したものとする。

(除名)

第6条 理事長は、会員としてふさわしくない行為があった者を、除名することが できる。

附則

この規約は、平成4年4月1日から施行する。

附則

- この規約は、平成24年5月9日から施行する。 附 則
- この規約は、平成30年4月1日から施行する。 附 則
- この規約は、令和元年11月19日から施行する。

別表

種類	区分	会費 (年間)
普通会員	・個人会員 ・団体会員 (法人及びその他団体)	1,000円10,00円
特別会員	・国及び地方公共団体・国及び地方公共団体に準ずる法人又は団体・その他理事長が特別に認めた者	無料